

議案第7号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る下記に掲げる事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務

令和5年2月15日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋 敏彦

提案理由

- 1 令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること。
- 2 令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること。
- 3 上記1及び2に伴い、岩手県市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2において所要の整備を行うこと。

別紙

岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岩手県市町村総合事務組合同規約（平成元年岩手県指令地方第145号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

盛岡地区広域消防組合	二戸地区広域行政事務組合
盛岡広域環境組合	岩手・玉山環境組合
釜石大槌地区行政事務組合	矢櫃山造林一部事務組合
岩手沿岸南部広域環境組合	盛岡北部行政事務組合
宮古地区広域行政組合	盛岡地区衛生処理組合
一関地区広域行政組合	滝沢・雫石環境組合
大船渡地区消防組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
大船渡地区環境衛生組合	岩手県自治会館管理組合
奥州金ヶ崎行政事務組合	岩手県市町村総合事務組合
北上地区広域行政組合	気仙広域連合
北上地区消防組合	久慈広域連合
岩手中部広域行政組合	岩手県後期高齢者医療広域連合
岩手中部水道企業団	

別表第2中「矢櫃山造林一部事務組合」を「盛岡広域環境組合、矢櫃山造林一部事務組合」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。